

特別代理人の選任の申立てについて

(後見人と被後見人の利益が相反する場合)

水戸家庭裁判所

はじめに

後見人と被後見人との利益が相反する行為（これを「利益相反行為」といいます。）を行う場合、後見人が被後見人を代表することはできません。そのような場合には、家庭裁判所において、被後見人のために特別代理人を選任する必要があります（民法826条1項、860条）。

例えば、後見人と被後見人をいずれも相続人とする遺産分割協議をしたいときには、家庭裁判所に対し、特別代理人選任の申立てをして、被後見人のための特別代理人を選任することとなります。

申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 800円（申立書に貼付）
- 郵便切手 82円切手10枚，10円切手10枚

(添付書類)

- 特別代理人候補者の住民票写し

※ 上記の他にも提出を要する書類があります。必要な書類は、申立ての目的や内容によって異なりますので、申立ての際に添付が必要な書類を確認したい場合は、申立ての目的を整理した上で、家庭裁判所までお問い合わせください。

【必要となる添付書類の例：遺産分割協議を目的とする場合】

遺産分割協議書（案），本人の法定相続分が確保されていることがわかる書面（戸籍謄本，遺産目録，遺産の評価額及び本人の取得額の一覧表など）ほか